

1 評価対象建築物

木材を使用した非住宅建築物又は地上4階建て以上の住宅について、以下の評価項目により高知県環境不動産として評価する。なお、居住産業併用住宅にあつては、居住の用に供せられる部分の床面積が延べ面積の20%以上である建築物は、住宅とする。

2 評価項目

(1) 基礎評価

- ア 延べ面積が300m²以上
- イ 建築物の延べ面積1m²当たりの木材使用量（木材使用量m³÷延面積m²）が0.15m³/m²以上
- ウ 県産木材使用率（県産木材使用量÷木材使用量）が60%以上

(2) 加點評価項目

- ア 林業・木材産業の持続性確保
木材の使用量、森林認証及び再造林の取組を評価
- イ 脱炭素社会の実現
環境負荷の低減への取組を評価
- ウ 快適空間の形成
内装の木材使用を評価
- エ 良好な景観の形成
外装及び外構の木材使用等を評価
- オ 地域経済の活性化
県産木材の使用、木材安定取引協定（※）及び県内に主たる事務所を有し事業を行う者の活用を評価

(3) 各評価項目の評価方法及び評価基準等については、別表第1のとおりとする。

3 総合評価

基礎評価基準を満たした建築物を「高知県環境不動産」として評価し、2の(2)の加點項目の各評価項目の基礎点として50点を付与し、加點評価項目での加點により総合的に格付けされる。500点満点のうち、250点以上325点未満を「Bランク」、325点以上400点未満を「Aランク」、400点以上を「Sランク」とする。

※木材安定取引協定とは、森林組合、森林組合連合会その他の森林所有者の組織する団体、素材生産業若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場を開設する者と木材の加工を行う事業者が安定的な取引を行うため、樹種、数量等を定めて締結する協定をいう。

別表第1（第3条関係） 評価項目、評価方法、評価基準及び評価点

評価項目	評価方法		評価基準	評価点
ア 林業・木材産業の持続性確保	基礎評価		基礎評価の達成	50
	加 点 項 目	木材使用量	木材使用量 0.18m ³ /m ² 以上	15
			木材使用量 0.25m ³ /m ² 以上	15
		森林認証材の使用	森林認証材を 50%以上使用	10
		加工業者※1の再造林 ※2に係る取組への参画	加工業者が再造林に係る取組に参画している。	10
イ 脱炭素社会の実現	基礎評価		基礎評価の達成	50
	加 点 項 目	維持管理計画	適切な維持管理計画が立てられている。 ※3	15
		木材の製造・加工に係るCO ₂ 削減策	全ての木材の製造・加工の輸送範囲が近畿以西※4である。	10
			全ての木材の製造・加工の輸送範囲が四国内である。	5
			15%以上の木材で製造工場における省CO ₂ の取組がある。	10
		環境ラベル対象商品の使用	環境ラベルが付いた製品を建築物で利用している。 1製品につき2点（最大5製品まで加点）	10
ウ 快適空間の形成	基礎評価		基礎評価の達成	50
	加 点 項 目	主要な室の内装への評価	主要な室での内装で天井、壁、床及び構造部材の2箇所以上で木材を使用している。※5	15
			主要な室での内装で天井、壁、床及び構造部材の3箇所以上で木材を使用している。	5
		その他の室の内装等への評価	主要な室以外の室及び居室以外での内装で天井、壁、床及び構造部材の2箇所以上で木材を使用している。 1か所（室）につき2点（最大15か所（室）まで加点）	30
エ 良好な景観の形成	基礎評価		基礎評価の達成	50
	加 点	外装の木材使用※6	外壁の外装材の部位※7	15
			外壁以外の軒裏等の部位	5

	項目	外構への木材使用	外構及び付属施設に木製品を使用している。	10
		壁面緑化	壁面緑化（緑のカーテン等）及び屋上緑化に取り組んでいる。	10
		建物周囲の緑化	建物の周囲で生け垣、街路樹等の緑化に取り組んでいる。	10
オ 地域経済の活性化	基礎評価		基礎評価の達成	50
	加点項目	県産木材の使用量	県産木材の使用率が80%以上	15
		木材安定取引協定	木材使用量の50%以上で木材安定取引協定により取引をしている木材加工業者において加工された木材が使用されている。	15
		県内事業者の参加	県内の設計事務所等が設計に参加している。	10
			県内の建築事業者が主たる施工業者として参加している。	10
総合評価			400点以上	S
			325点以上 400点未満	A
			250点以上 325点未満	B

- ※1 加工業者とは、当該建築物に使用する木材の加工を行う事業者をいう。
- ※2 再造林とは、人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うことをいう。
- ※3 「イ 脱炭素社会の実現」については、適切な維持管理計画が立てられている場合に限り、他の加点項目を加点することができる。
- ※4 近畿以西とは、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県とする。
- ※5 「ウ 快適空間の形成」については、主要な室での内装で天井、壁、床及び構造部材の2箇所以上で木材を使用している場合に限り、他の加点項目を加点することができる。
- ※6 「エ 良好な景観の形成」については、「外壁の外装材の部位」又は「外壁以外の軒裏などの部位」が達成できた場合に限り、他の加点項目を加点することができる。
- ※7 外装については、ガラス等による視覚的に分かる形により内装等の木材利用が外観から確認できる場合も評価する。